

○大野市地下水保全条例施行規則

昭和 5 2 年 1 2 月 1 日

規則第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大野市地下水保全条例（昭和 5 2 年条例第 2 5 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(抑制地域の指定)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定する抑制地域は、別表に定める地域とする。

(揚水機の吐出口の断面積)

第 3 条 条例第 2 条第 3 号に規定する揚水機の吐出口の断面積は、1 9 . 6 平方センチメートルとする。

(地下水採取届の様式等)

第 4 条 条例第 6 条及び第 7 条に規定する届出は、地下水採取届出書（様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 8 条第 1 項の規定により揚水施設の構造等を変更しようとする場合は、変更のある部分について様式第 1 号に準じ変更前及び変更後の内容を記載するものとする。

(水量測定器の設置及び報告)

第 5 条 条例第 9 条及び第 1 0 条に規定する水量測定器は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 副管付水道メーター
- (2) 軸流羽車式水道メーター
- (3) ベーンチュリー管分流水道メーター
- (4) 接続流羽車式水道メーター
- (5) 前各号と同等以上の能力を有するもの。

2 水量測定器を設置した場合の届出は、水量測定器設置届（様式第 2 号）によるものとする。

(採取量の報告)

第 6 条 条例第 9 条及び第 1 0 条に規定する採取量の報告は、地下水採取量報告書（様式第 3 号）により毎月の採取量 3 箇月分を翌月の 1 0 日までに提出しなければならない。

(融雪装置の使用の基準)

第7条 条例第13条第2項に規定する融雪装置の使用の基準は、大野市簡易観測井No.3(春日)測定水位の区分に応じ、次のとおり使用しなければならない。

観測水位		使用内容
区分	5 m未満	必要に応じ使用できる
	5 m以上 6 m未満	夜間のみ必要に応じ使用できる
	6 m以上	市長の承認を得て使用する

(立入検査の身分証明書)

第8条 条例第15条に規定する立入検査の身分証明書は、様式第4号による。

附 則

この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則 (昭和59年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第20号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

大字	小字
大野市	14～17、20～45、47～95、99～143、155～161、163～165、167、168、171～174、185、188、190～193、207、208、211、214～240の各全部、13、18の各一部
神明上	全部
弥生町	全部
幸町	全部
日の出	全部
日の出町	全部
大和	全部
大和町	全部
日吉町	全部
春日一丁目	全部
春日二丁目	全部
春日三丁目	全部
美川町	全部
有明町	全部
美里町	全部
吉野町	全部
月美町	全部
清和町	全部
神明町	全部
東中町	全部
国時町	全部
若杉町	全部
桜塚町	全部
茜町	全部
矢	13～19、21、31、32、34の各全部

西市	1、2、4、9、10、12、14、15、17～26の各全部
中野	1～58、61、63、64、66、68～72の各全部
中野町三丁目	全部
中野町四丁目	全部
東中野一丁目	全部
東中野二丁目	全部
東中野三丁目	全部
庄林	2、4、8、9、11、14、16～18、20～26、28～31、33～42、44～46、48～52の各全部
西大月	10、11の各全部
東大月	1の一部、2、3、9、10、12、13の各全部
太田	12、13の各一部
友江	1～18、21～29の各全部
中挾	1、2、4～6、11、15、17～22の各全部
中挾一丁目	全部
中挾二丁目	全部
中挾三丁目	全部
中津川	1、5、6、8～14、16～36の各全部
横枕	1～7、9～26、30、34、39～41、43～46の各全部
南新在家	1～23、25、26、28、31～43の各全部
中荒井	12～17、23～27、33、34の各全部
中荒井町一丁目	全部
中荒井町二丁目	全部

陽明町一丁目	全部
陽明町二丁目	全部
陽明町三丁目	全部
陽明町四丁目	全部
堂本	1～3、6、8～19、22～25、27の各全部
中保	1～30の各全部
菖蒲池	1～43、45、47～50の各全部
牛ヶ原	98～106、109～111、113、114の各全部
下丁	1～4、8の各全部
中丁	24～32の各全部
上丁	1～7の各全部
犬山	1～13、15～30の各全部
鍬掛	1～31の各全部
飯降	1の一部
深井	10の一部
新庄	1～8、10～27の各全部
右近次郎	2、4、8～10、13、15～17、20、21、24、27～33、35、36、40の各全部
下舌	1～3、5、7、9～21、23～26、29、48の各全部、34の一部
東中	1、3～11、13～21の各全部
吉	1～7、9～12、15～21、25、27、28の各全部、8、13、14の各一部
下据	2、10、13～40、42～44の各全部、41の一部
森政領家	26、29の各一部

様式第 1 号（第 4 条関係）

地下水採取（変更）届出書

年 月 日

大野市長 様

届出者

氏名

（電話 ）

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

大野市地下水保全条例第 6 条（第 7 条）（第 8 条）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者（地下水採取者）の氏名・住所・国籍等	別紙 1 のとおり		
揚水施設の設置場所	大野市		
揚水施設の位置及び構造	別紙 2 のとおり	※受理年月日	年 月 日
揚水機の性能及び 1 日の揚水量		※受理番号	
採取する地下水の用途		※整理番号	
添付書類	(1) 施設の用水系統図 (2) 井戸の構造図（柱状図）		

※印欄は、記入しないこと。

別紙 1

[illegible]

- ※ 1 住所（法人の場合は本店の所在地）が国外の場合は、国内の連絡先を提出
- ※ 2 法人の場合はその設立に当たって準拠した法令を制定した国についてレ印で選択及び記載
- ※ 3 日本国籍以外で「永住者又は特別永住者」に該当する場合にレ印で選択（個人に限る）
- ※ 4 持分会社の場合は業務を執行する社員について記載。それが法人である場合は※ 2 と同様
- ※ 5 議決権保有者が法人である場合は※ 2 と同様
- ※ 6 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合にレ印で選択

別紙 2

揚 水 設 備 の 番 号					
揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (cm^2)					
揚 水 施 設 の ス ト レ ー ナ の 位 置 (地 表 面 下 m)					
状 井 況 戸 の	側 管 の 口 径 (mm)				
	深 度 (m)				
揚 水 機 の 種 類 及 び 構 造	種 類				
	型 式				
	揚 水 能 力 ($\text{m}^3/\text{分}$)				
	揚 程 (m)				
	原 動 機 の 出 力 (KW)				
	吐 出 口 の 口 径 (mm)				
揚 水 設 備 の 使 用 方 法	揚 水 状 況 (通 常)	使 用 時 期			
		使 用 日 数 (年 間)			
		運 転 時 間 (時 間 / 日)			
		揚 水 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)			
	使 用 途 使 用 水 量 別 ($\text{m}^3/\text{日}$)				
	着 手 予 定 年 月 日 揚 水 設 備 (設 置)				
揚 水 設 備 の 使 用 開 始 (予 定) 年 月 日					

様式第 2 号（第 5 条関係）

水量測定器設置届

年 月 日

大野市長 様

届出者

氏名

（電話 ）

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

大野市地下水保全条例第 9 条（第10条）の規定により水量測定器を設置したので、
次のとおり届け出ます。

工場、事業所又は施設の名称	
工場、事業所又は施設の所在地	大野市
水量測定器の種類（型式）	
水量測定器の設置年月日	年 月 日
添付書類	水量測定器設置位置図

様式第 3 号（第 6 条関係）

地下水採取量報告書

年 月 日

大野市長 様

届出者

氏名

（電話 ）

（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

大野市地下水保全条例第 9 条（第10条）の規定により、地下水採取量を次のとおり報告します。

施 設 の 名 称 又 は 番 号	月 分	メーター数値		採取量 (B) - (A) m ³ / 月	揚 水 機 の 稼 働 日 数 日	備 考
		前月末 (A)	本月末 (B)			
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					

様式第4号(第8条関係)

表

			第	号
大野市地下水保全条例第15条の規定による 身分証明書				
6 cm	所属			
	職名			
	氏名	年	月	日生
		年	月	日発行
大野市長				印

9cm

裏

大野市地下水保全条例(抜すい)	
第15条 市長は、この条例の施行に関し必要がある場合は、地下水採取者に対し必要な報告を求め、又は職員をして当該施設に立入調査を行わせることができる。	
2 前項の立入調査に関しては、大野市環境保全条例(昭和49年条例第16号)第46条第2項の規定を準用する。	
大野市環境保全条例(抜すい)	
第46条 市長は、この条例の施行に必要な限度において職員に工場に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	